

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日及び同月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び同月〇日付けでした同法による休業補償給付をそれぞれ支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに採用され、同社のC営業所（以下「会社」という。）において広告関係の営業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、社用の自動車で顧客先に向かっていたところ、道路脇の駐車場からバックで飛び出してきた普通自動車は請求人の乗っていた車の助手席側に衝突したことにより、フロントガラスで頭を打ち、ハンドルで胸を打つなどして負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は直ちにD病院に救急搬送され、「頰椎捻挫、頭部打撲、胸部打撲、腰部打撲」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級と認定し、平成〇年〇月〇日付けで同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月中旬頃、自宅で本の入った段ボール箱を持ち上げた際、頸部から両肩、両腕の痛みが生じたため、D病院にて療養を継続しな

がら、平成〇年〇月〇日からはE病院にも受診し、「外傷性頸部症候群」（以下「現傷病」という。）と診断を受け、通院による療養を継続した。

請求人は、現傷病は旧傷病が悪化して再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は再発に当たらないとしてこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、症状固定後の平成〇年〇月頃にも、自宅で床に置いてある袋を持ち上げるため立ったまま腰をかがめた瞬間に頸部から肩にかけて激痛が走り、旧傷病が再発したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は再発の要件を満たしていないとして、これらを支給しない旨の処分をし、請求人はこの処分を不服として審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し、請求人は、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付け裁決でこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病は旧傷病が再発したものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人にみられる現傷病が旧傷病の再発に該当する旨主張するので、請求人の症状及び医証等について改めて子細に検討したが、決定書第2の2の(2)

に説示する結論を変更すべき理由を見い出すことはできなかった。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の現傷病は旧傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。